

学校いじめ防止基本方針（令和7年2月改定）

喜多方市立堂島小学校

1 基本理念

(1) いじめはどの児童にも起こりうるものであることを踏まえて、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともにいじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。

(2) いじめは児童の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となる得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることをすべての児童が認識し、いじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放棄することがないようその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。

(3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、保護者、地域住民その他の関係者の連携のもとに行う。

2 基本方針

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（具体的ないじめの様態（例））

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。
 - 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - 本人のいやがるあだ名で呼ばれる。
 - ワーッとはやしたてられる。
 - 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - 対象の子がくると、その場からみんないなくなる。
 - 遊びやチームに入れない。
 - 席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - わざとぶつかられたり、通るときに足を蹴られたりする。
 - たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
 - 靴に画鋲やガムを入れられる。

- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - 使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要したり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられたりする。
 - 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ インターネットや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - インターネットや携帯電話等のSNS（掲示板やブログ等）に誹謗中傷の情報を載せられる。
 - いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のグループから故意に外される。

（2）いじめに対する教師の基本認識

- 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと。
- 「いじめは、人間として絶対に許されない違法行為であり人権侵害である」という強い認識をもつこと。
- 「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと。
- いじめは、学級や委員会等の所属集団の無秩序性や閉塞性などの問題も関わる「見えにくいもの」であること。
- 嫌がらせやいじわるなどの、「暴力を伴わないいじめ」は、「見えにくいもの」であり多くの児童が被害者にも加害者にもなり得ること。
- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、相手の心身に重大な危険をもたらすことにつながること。
- 加害・被害の二者関係のみならず、「観衆（はやし立て）」「傍観者（暗黙の了解）」もいじめを許していることになること。
- いじめの加害・被害の関係において、児童の発達障がいの特性によることにも留意した観察や指導が必要であること。
- いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であること。
- 解決にあたっては、学校、家庭、地域、関係機関がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべきものであること。

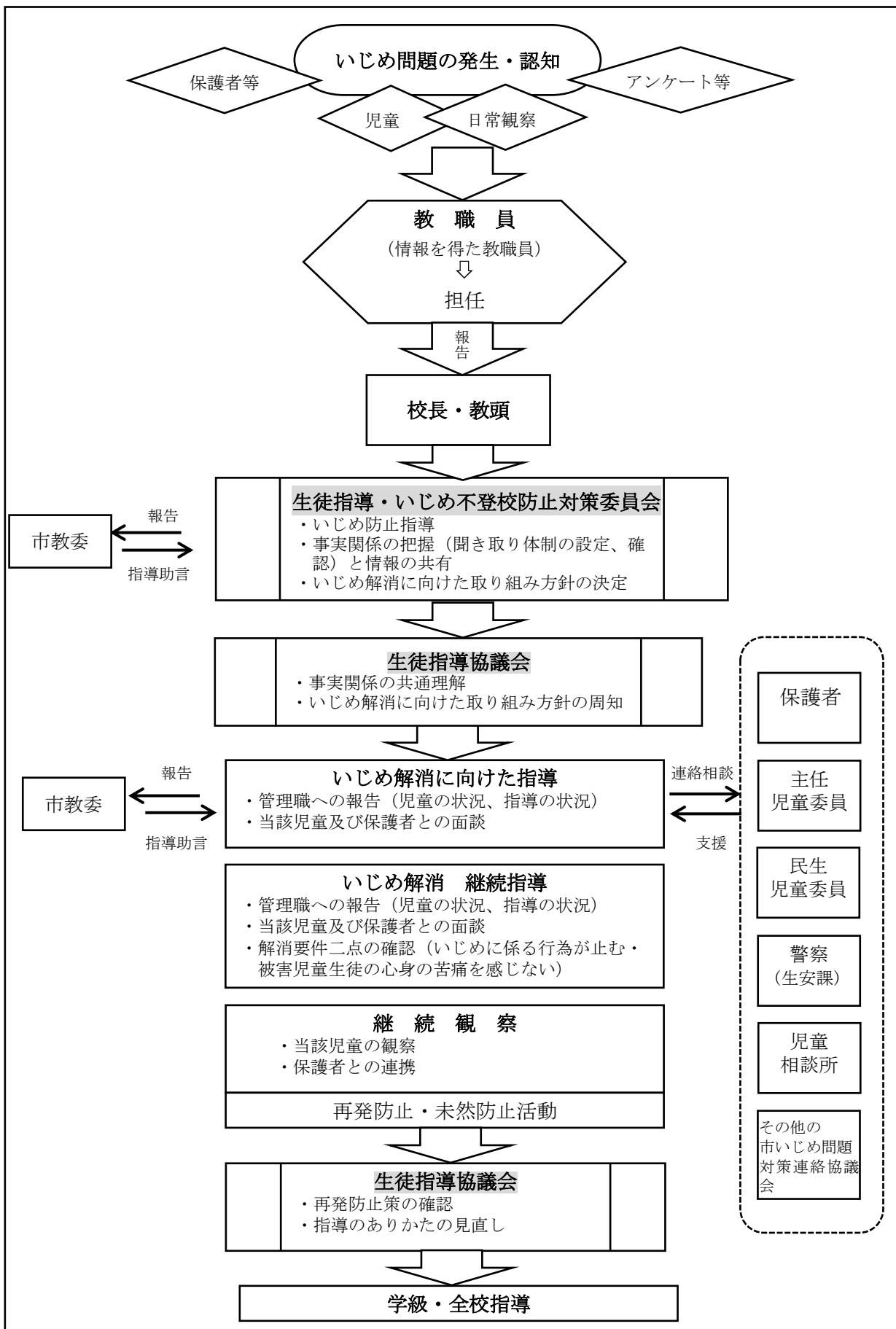
（3）いじめ防止等の対策のための組織

- ① 名称：堂島小学校「生徒指導・いじめ不登校防止対策委員会」
- ② 構成員：校長、教頭、教務、生徒指導主事、道徳主任、特別活動主任、養護教諭、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- ③ 組織の役割
 - 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - 未然防止等、教職員の資質能力向上のための校内研修
 - いじめの疑いに係る情報があったときの組織的な対応のための連絡・調整
(緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など)

④ 指導体制：組織対応フローチャート

※ いじめ情報を抱え込み組織に報告しないことは、法の規定に違反することである。

※ 校長のリーダーシップのもとに組織的に対応し、教職員の負担の軽減化を図る。



3 いじめの未然防止・早期発見のための取り組み

いじめに向かわせない、主に学校で取り組むべき課題は

・規律　・学力　・自己有用感　・学級づくり

- ★ きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った子どもを育てる。
- ★ いじめ加害の背景には、授業についていけない焦りや劣等感など、人間関係のストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、学級や学年、係や委員会等の人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。

※ 配慮事項

配慮が必要な児童について日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童等に対する必要な指導をする。

- ① 発達障がいを含む、障がいのある児童。
- ② 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童。
- ③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ④ 東日本大震災により被災した児童又は、原子力発電所事故により避難している児童

(1) 授業では

規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる学級づくりを進める。

- わかる授業づくりを進める。
- すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
- 話し合いなどを通して、相手の考えを共感的に認め合いながら、建設的に調整・解決していくことができる表現力やコミュニケーション能力を育てる。
- 授業を公開し、生徒指導の観点から授業を参考にしていく。
- 授業中の規律（挨拶と返事、正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等）の問題を改善する。
- 教師の不適切な認識や差別的な態度、言動に注意する。

(2) 道徳や特別活動等では

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養う。

- 道徳教育や学級活動などで「いじめはどうしていけないのか」「どういうことがいじめなのか」「もし、自分だったら」を考えさせながら、自分のこととして考えることができるように指導する。
- 他人を思いやる心や人権を尊重する心を育成する。
- 友人関係や集団づくり、社会性の育成につながる社会体験や交流体験を計画的に進める。
- 活動や学級活動、ボランティア活動など、他の児童と関わりながら、人と関わることの喜びや自己有用感を獲得させる。
- 児童会や学級会で、いじめを自分たちの問題として受け止め、主体的に行動できるように働きかける。

(3) 学級づくりでは

居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、一人一人が活躍できる集団づくりをする。

- 遊びや会話などの学校生活の中にある「小さなサイン」を見逃さない。
- 「学級力アンケート」などを活用し、よりよい学級づくりについて考えさせることにより、児童の自分たちの学級への所属感を高める。
- ソーシャルスキルトレーニング等により、よりよい人間関係づくりに必要なコミュニケーション能力やストレスに適切に対処できる力を育てる。
- 一人で悩みを抱え込まず、情報を共有する。
- 児童への温かい言動に心がける。

(4) インターネット上のいじめを防止するために

- 情報モラル教育を推進し、意識を向上させる。
- 保護者懇談会やPTA総会等を利用して、保護者へ啓発する。

(5) 意識向上や情報収集のために

- 4月、11月をいじめ防止強化月間として未然防止に取り組む。
- 児童クラブとの連携を図り、隨時、情報交換に努める。

(6) いじめの未然防止・早期発見のための取り組み

- 見えない時間や場所で行われていたり、遊びやふざけあいを装って行われていたりする場合があるため、「全職員が全児童の担任」という意識をはたらかせ、児童の日常観察に努める。
- 児童の些細な変化に気付き、気付いた情報を確実に共有し、速やかに対応する。
- 学級力アンケートやQUテストを活用して学級づくりを進める。
- 児童対象のいじめアンケートを学期ごとに実施し検証する。
- 定期的に教育相談を実施し、検証する。
- 児童クラブとの連携を図り、隨時、情報交換に努める。
- 電話相談を周知する。
- スクールカウンセラーを積極的に活用する。
- 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取り組みについての理解を図る。

4 いじめやいじめが疑われる行為を発見・通報を受けた時の取り組み

いじめやいじめが疑われる行為を発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず直ちに情報を校長・教頭に通報し情報を共有する。通報しない場合は、法令違反となる。

(1) **生徒指導・いじめ不登校防止対策委員会**において、いじめとして対応する事案か否かを判断する。

① 【校長・教頭】

- いじめ防止対策委員会を開き、事実把握のための聞き取り体制の設定や確認をする。
- 事実確認をし、いじめ解消に向けた具体的な対応策を検討し決定する。
- 教育委員会への報告、関係機関への連絡や相談をして連携を図る。

② 【担任・学年主任・情報を得た教職員、生徒指導主事】

- いじめの事実確認をする。
- いじめられた児童、観衆、傍観者、いじめた児童、保護者等から話を聞く。
※ 一方的、一面的な解釈で対応しない。プライバシーを守る。迅速に対応する。

(2) **生徒指導協議会**において、組織としての対応策の周知を図る。

① 【校長・教頭】

- 生徒指導協議会を開き、事実関係の共通理解を図る。
- いじめ解消に向けた取り組み方針と対応策を周知する。

② 【生徒指導主事、担任】

- 事実関係を報告し、いじめ解消に向けた取り組み方針と対応策を周知する。

(3) **いじめ解消に向けた指導**を行う。

① 【担任、生徒指導主事、校長・教頭】

- いじめられた児童と保護者に対して
 - 児童と保護者に事実を報告し、対応策を伝える。
 - 児童と保護者に対して守り抜くことを伝え、心に寄り添い共感的に対応する。
 - 家庭訪問や電話等により、継続的に教育相談を行う。
- いじめた児童と保護者に対して
 - いじめた児童への指導をする。いじめたことを自覚させるとともに、どうすればよかつたのかを考えさせながら謝罪の気持ちを醸成し、よりよい関係づくりを指導助言する。
 - 「ならぬことはならぬ」規範や人権を指導する。
 - いじめた児童の保護者へ事実を報告するとともに、指導したことや今後の望ましいあり方について伝え、協力を依頼する。
- いじめが起きた集団への働きかけをする。
 - 観衆（いじめをはやし立てる児童）、傍観者（わかっていないながら見ていただけの児童）もいじめを認めたことになることを自覚させ、自分の問題として考えさせる。
 - 臨時の学級会や集会等により、いじめは「人の人として生きる権利」を踏みにじる許されない行為であり、みんなで根絶しようという心情を行き渡らせる。

② インターネット及びメール等でのいじめやインターネット上の悪口を発見した場合

- インターネット上で悪口を書かれるなど、被害者本人が心身の苦痛を感じるに至ってい

ない場合についてもいじめ同様の対応をする。

- 当事者間でいじめ解消が行われた場合であっても、学校いじめ対策組織への情報を共有する。

(4) いじめ解消・解決の確認と説明について

少なくとも、以下の2つの解消要件を満たされていること。ただし、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。

- いじめに係る行為が、少なくとも3か月間止んでいること。
- 3か月間、被害児童が心身の苦痛を感じていないことを確認できること。
- 上記の状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性も踏まえ、日常的に注意深く観察すること。

5 重大事態発生時の対応

〈重大事態とは〉

- いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・心身に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神面の疾患を発症した場合
- いじめにより相当の期間（30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。（相当の期間にかかわらず、疑いのある場合は迅速に調査する。）
- 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、教育委員会に迅速に報告する。

(2) 教育委員会の指導・支援のもとに次のような対応に当たる。

- ① 学校に重大事態の調査組織（スクールカウンセラー等を加える）を設置する。
- ② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告する。（教育委員会は市長に報告する。）
- ⑤ 調査結果を踏まえて必要な措置をする。
- ⑥ 教育委員会が調査主体となる場合は、指示のもとに資料の提出など調査に協力する。

【喜多方市いじめ問題対策連絡協議会】

- ・学識経験者
- ・警察：喜多方警察署
- ・法務：福島地方法務局若松支局
- ・福祉：会津児童相談所
喜多方市少年センター補導員
連絡協議会
- 喜多方市保健福祉部子ども課
- ・心理：喜多方市スクールカウンセラー（SC）
喜多方市スクールソーシャルワーカー（SSW）
- ・医療：喜多方市保健福祉部保健課
- ・教育：喜多方市校長会 県立高校
喜多方市生徒指導協議会
生涯学習課

月	具体的な活動（生徒指導、教育相談・実態調査、いじめ防止研修、いじめ防止のための会議等）	評価計画
4	いじめ防止対策会議①（学校いじめ防止基本方針について） 全校集会や学級指導でいじめ防止指導（年間） スクールカウンセラーの活用（年間）	計画・目標の作成と提示
5	いじめ防止校内研修①（未然防止と早期発見） 教育相談スキルアップ研修	
6	教育相談 情報モラル指導・インターネット上のいじめについて (学級指導) QU テスト（1回目）の実施（3・5年）	
7 8	いじめに関するアンケート調査①児童	1 学期の評価・報告
9	いじめ防止対策会議②（実態把握と2学期の取り組み） 生徒指導協議会と兼ねる QU テスト（1回目）の実施・分析	
10	全校集会や学級指導で人権教育	
11	教育相談 QU テスト（2回目）の実施（3・5年）	
12	いじめに関するアンケート調査② 児童・保護者（個別懇談を利用）	2 学期の評価・報告
1	いじめ防止対策会議③（実態把握と3学期の取組） 生徒指導協議会と兼ねる QU テスト（2回目）の分析	
2	いじめに関するアンケート調査③児童（3学期間）	
3		年間評価・報告

6 年間計画

7 評価と改善

(1) 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取り組みについての評価を行う。評価の方法は、職員、児童、保護者、学校関係者によるアンケートとする。

(2) 評価結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討する。